

## 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

茅ヶ崎市堤字八王子原、共恵一丁目、松が丘二丁目及び美住町地内

(3) 変更する部分

茅ヶ崎市堤字羽根沢、香川三丁目、香川五丁目、萩園字辻西、西久保字上ノ町及び字大屋敷、円蔵字御屋敷及び字下ケ町、今宿字生花田、字萩原、字上北ノ窪、字北ノ窪及び字下ノ川、浜之郷字本社及び字宮ノ腰、矢畑字金山、中島字番屋、字中河原、字丸島、字池ノ上及び字前河内、柳島二丁目、松尾字台、本村四丁目、赤羽根字六匁、高田四丁目、松林一丁目、松林二丁目、松林三丁目、菱沼一丁目、菱沼二丁目、小和田一丁目、小和田二丁目並びに平和町地内